

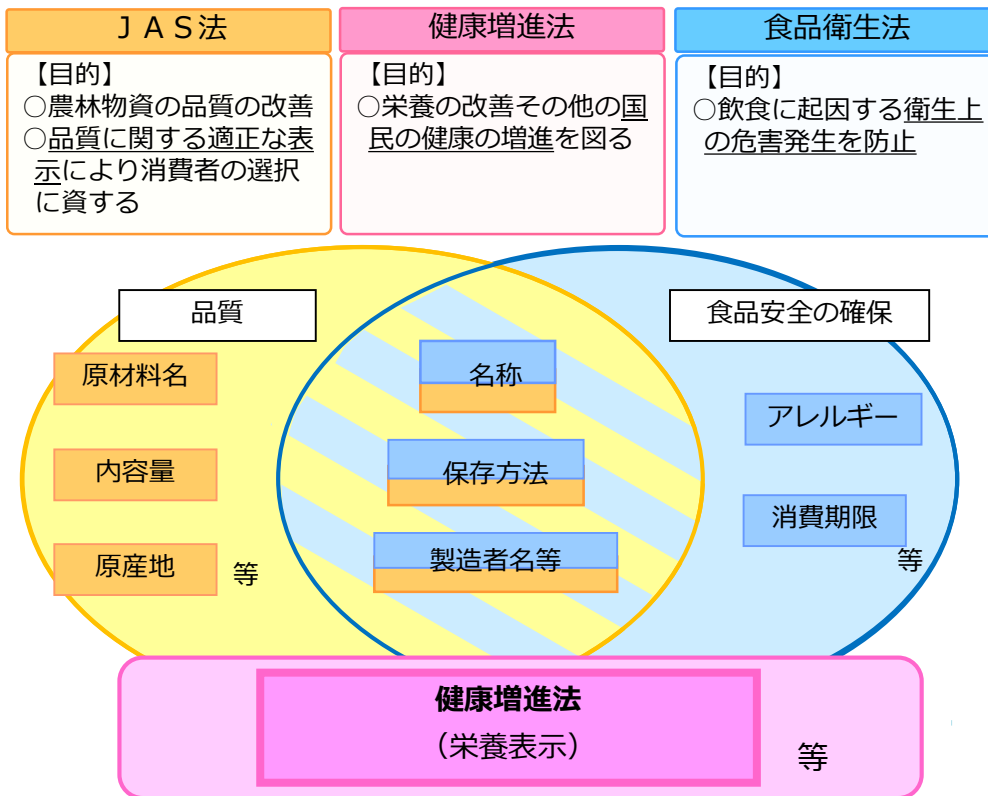
食品表示制度をめぐる事情

令和 5 年10月
消費者庁食品表示企画課

1. 食品表示一元化

食品表示の一元化

- 食品の表示について一般的なルールを定めている法律には、食品衛生法、J A S 法及び健康増進法の三法があったが、目的の異なる三法それぞれに表示のルールが定められていたため、制度が複雑で分かりにくいものであった。
- 食品の表示に関する規定を統合して包括的かつ一元的な食品表示制度とするため、食品表示法（平成25年法律第70号）を創設し、平成27年4月に施行。
- 具体的な表示ルールは食品表示法に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定。



一元化

食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設（平成25年6月28日公布、平成27年4月1日施行）

目的等

- 法の目的
 - ・食品表示の適正を確保し、消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進、食品の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与
- 基本理念
 - ・消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の自立の支援を基本
 - ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響、食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮

食品表示基準の策定等

- 消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、以下について、食品表示基準を策定
 - ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - ② 表示の方法その他を表示する際に遵守すべき事項

食品表示基準の遵守

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない

（参考）食品表示基準（内閣府令）

- 食品表示法に基づき、加工食品、生鮮食品、添加物の区分ごとに具体的な表示ルールを規定

指示・立入検査等

- 内閣総理大臣（食品全般）、農林水産大臣（酒類以外の食品）、財務大臣（酒類）は食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示、その旨を公表
- 内閣総理大臣は指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令。また、緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令、その旨を公表
- 表示の適正を確保するため必要がある場合、立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

罰則

- 指示に係る措置を取るべきことの命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法人は行為者を罰するほか当該法人に対し、1億円以下の罰金）
- 食品の回収等や業務停止の命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は行為者を罰するほか当該法人に対し、3億円以下の罰金）

食品リコールの届出

- 食品関連事業者等は、食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関へ届出し、国がその旨を公表
※令和 3年 6月1日施行

内閣総理大臣等に対する申出等

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは内閣総理大臣等に出可
- 適格消費者団体には、著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権

検討会（座長：池戸重信宮城大学特任教授）は、平成23年9月から12回開催

食品表示の機能：適切な商品選択のための情報提供と、実際にその食品を摂取する段階での安全性の確保

今日的な課題への対応のための食品表示制度の見直し

- ・我が国の食生活をめぐる状況変化への対応
（食生活の多様化、高齢化の進展、様々な情報伝達手段の普及）

- ・諸外国の食品表示制度の動向を踏まえた対応

新たな食品表示制度の基本的な考え方

現行制度の枠組みと一元化の必要性

- 食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、表示部分の一元化
- 分かりやすい食品表示が必要～現行制度は複雑で、消費者、事業者、行政にとって問題

消費者基本法の理念と食品表示の役割

消費者基本法において消費者の権利とされている安全の確保と自主的かつ合理的な選択の機会の確保の両方を実現するために重要な機能

新しい食品表示制度の在り方

- 新制度の目的は、
・食品の安全性確保に係る情報の消費者への確実な提供（最優先）に併せて、
・消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置付け
- 食品衛生法とJAS法で定義が異なる用語の統一・整理
- より重要な情報が、より確実に消費者に伝わるようにすることが基本
- 食品表示の文字を見やすく（大きく）するための取組の検討が必要

義務表示事項の範囲

- 表示の義務付けは、表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要
- 現行の義務表示事項について、長年の議論も踏まえつつ、情報の確実な提供という観点から検証
- 新たな義務付けを行う際には、優先順位の考え方を活用
～容器包装以外の媒体での情報提供を前提とした容器包装への表示省略も考慮
- 将来的にも必要に応じて見直しできるような法制度とすることが必要

新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

中食、外食等におけるアレルギー情報の取扱い } 専門的な検討の場を
インターネット販売の取扱い } 別途設け検討

新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

健康・栄養政策における課題

栄養表示が、健全な食生活の実現に向けて重要な役割を果たすことを期待
～生活習慣病の増加等に対応

国際的な栄養表示制度の動向

2012年コーデックス委員会総会において、栄養表示の義務化に向けた見直しを合意

栄養表示に関する基本的な考え方

栄養表示の義務化は、消費者側・事業者側双方の環境整備と表裏一体

新しい栄養表示制度の枠組み

<義務化の対象>

- ・原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け
- ・対象とする栄養成分は、義務化施行までに幅広く検討

<表示値の設定方法>

- ・計算値方式の導入、低含有量の場合の許容範囲の拡大等

栄養表示の義務化に向けての環境整備

- ・計算値方式等の先行導入及びそれらを活用した表示拡大（食品、成分）の推奨
- ・栄養に関する情報についての消費者への普及啓発
- ・公的データベースの整備、計算ソフト等の支援ツール等の充実

義務化導入の時期

新法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、環境整備の状況を踏まえ決定

本報告書で示された基本的考え方を踏まえ、新法の立案作業に着手
⇒成案を得た後、速やかに法案を国会に提出することが適当

加工食品の原料原産地表示 } 一元化の機会に検討すべき項目とは
遺伝子組換え表示など } 別の事項として位置付け

2. 食品表示一元化以降の主な検討会等

食品表示一元化以降の主な検討会等

開催年月日等	検討会等	検討会等を踏まえた食品表示基準等の主な改正内容	施行日・経過措置
平成23年9月～ 平成24年8月 (全12回)	食品表示一元化検討会	● 栄養成分表示の義務化 ● 製造所固有記号の使用に係るルール改正 ● アレルギー表示に係るルール改正 ● 機能性表示制度の創設 ● 原材料と添加物を明確に区分しての表示に改正	● 平成27年4月1日施行 経過措置： 令和2年3月31日まで
平成28年1月～ 平成28年11月 (全10回)	加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会	● 輸入品を除く全ての加工食品の重量割合上位1位の原材料に原産地表示を義務付け ● おにぎりの「のり」の原産地表示を義務付け	● 平成29年9月1日施行 経過措置： 令和4年3月31日まで
平成29年4月～ 平成30年3月 (全10回)	遺伝子組換え表示制度に関する検討会	● 遺伝子組換えに関する任意表示制度について、分別生産流通管理を実施し、さらに、遺伝子組換え農産物の混入が認められない（不検出）場合のみ「遺伝子組換えでない」旨の表示を可能とするよう改正	● 令和5年4月1日施行 公布： 平成31年4月25日
平成31年4月～ 令和2年2月 (全9回)	食品添加物表示制度に関する検討会	● 「無添加」、「不使用」等の表示について、食品表示基準第9条に抵触するか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することを提案 ● 食品表示基準における「人工」及び「合成」を冠した食品添加物の用途名及び一括名について、「人工」及び「合成」の用語を削除するよう改正 ● 原則全ての加工食品に栄養強化目的で使用した食品添加物を表示させる方向で検討することが適当であるが、現在の表示状況、消費者の意向、事業者への影響について実態調査を実施し、消費者委員会食品表示部会における「表示の全体像」に関する議論も踏まえ、最終的な結論を得る	● 令和2年7月16日施行 経過措置： 令和4年3月31日まで
令和3年3月～ 令和4年3月 (全8回)	食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会	● 食品表示基準Q & Aの別添として「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」を策定	● 令和4年3月30日策定 経過措置： 令和6年3月31日まで
令和3年2月～ 令和5年6月 (全5回)	食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議	● 「くるみ」を特定原材料に追加 ● 特定原材料に準ずるものの対象の考え方について整理	● 令和5年3月9日施行 経過措置 令和7年3月31日まで

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

検討項目

- (1) 現行の加工食品の原料原産地表示制度
や取組の検証
- (2) 加工食品の原料原産地表示の拡大に向
けた具体的な方策
- (3) その他

スケジュール

現行の加工食品の原料原産地表示制度や事
業者の取組状況等を踏まえ、関係者からヒア
リング等を行いつつ検討を進め、平成 28 年
秋を目途に中間的な取りまとめを行う。

※平成28年11月29日に報告書を公表。

構成員

池戸 重信	宮城大学	名誉教授
櫛 友彦	日本チェーンストア協会	食品委員会 委員
市川 まりこ	食のコミュニケーション円卓会議	代表
岩岡 宏保	一般社団法人全国消費者団体連絡会	共同代表
金井 健	全国農業協同組合中央会	常務理事
近藤 康二	公益社団法人中央畜産会	常務理事
齊藤 秀樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会	常務理事
鈴木 忠	日本園芸農業協同組合連合会	専務理事
田熊 元彦	株式会社伊藤園	生産本部 副本部長 執行役員
武石 徹	一般財団法人食品産業センター	企画調査部 部長
竹内 淑恵	法政大学	経営学部 教授
富松 徹	味の素株式会社	品質保証部 品質保証推進グループ長
永田 裕子	公益社団法人全国消費生活相談員協会	食の研究会副代表
長屋 信博	全国漁業協同組合連合会	代表理事専務
夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会	幹事
毛利 嘉宏	株式会社野菜くらぶ	専務取締役
森光 康次郎	お茶の水女子大学大学院	教授 (座長)

第1回検討会	平成28年1月29日
第2回検討会	平成28年3月1日
第3回検討会	平成28年3月31日
第4回検討会	平成28年4月27日
第5回検討会	平成28年6月13日
第6回検討会	平成28年7月26日
第7回検討会	平成28年8月23日
第8回検討会	平成28年9月12日
第9回検討会	平成28年10月5日
第10回検討会	平成28年11月2日

原料原産地表示

表示対象加工食品：

国内で製造した全ての加工食品

(ただし、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。)

表示対象原材料：

製品に占める重量割合上位 1 位の原材料

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 「又は表示」や「大括り表示」等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

表示方法：

原則、国別重量順に表示

例：(A 国、B 国)
(A 国、B 国、その他)

実行可能性を踏まえ、**認められる条件**、**誤認防止への対応**を定めた上で、以下の規定を導入

又は表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A 国又はB 国)
(A 国又は国産)
(A 国又はB 国又はその他)
と表示しても可

(過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記)

大括り表示

例：(輸入)
(輸入、国産)
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3 以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示 + 又は表示

例：(輸入又は国産)
と表示しても可
(過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記)

「大括り表示」を用いても産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

中間加工原材料の製造地表示

(対象原材料が中間加工原材料である場合)

例：(A 国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、又は表示など上記の考え方を準用

遺伝子組換え表示制度に関する検討会

検討項目

- (1) 今後の遺伝子組換え表示の在り方
- (2) その他

進め方及びスケジュール

遺伝子組換え表示制度について、表示義務品目の検証結果及び諸外国の表示制度等を参考に、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする制度設計の検討を進め、平成29年度末を目途にとりまとめを行う。

※平成30年3月28日に報告書を公表。

構成員

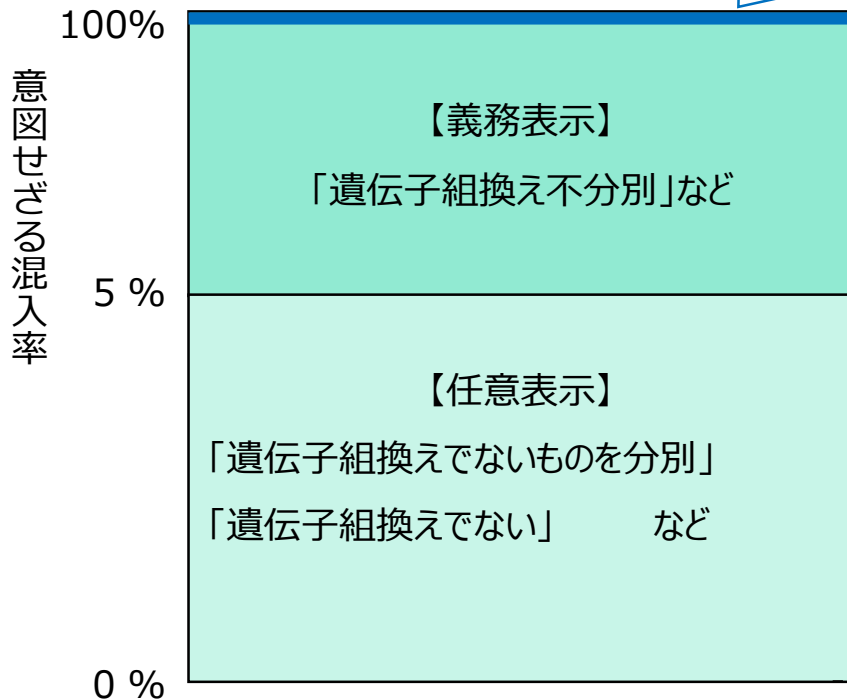
第1回検討会	平成29年4月26日
第2回検討会	平成29年6月20日
第3回検討会	平成29年7月19日
第4回検討会	平成29年8月2日
第5回検討会	平成29年9月27日
第6回検討会	平成29年11月17日
第7回検討会	平成29年12月18日
第8回検討会	平成30年1月31日
第9回検討会	平成30年2月16日
第10回検討会	平成30年3月2日

今村 知明	奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授
江口 法生	一般社団法人日本スーパーマーケット協会専務理事
神林 幸宏	全国農業協同組合連合会食品品質表示管理・コンプライアンス部部長
近藤 一成	国立医薬品・食品衛生研究所生化学部部長
澤木 佐重子	公益社団法人全国消費生活相談員協会食の研究会代表
武石 徹	一般財団法人食品産業センター企画調査部部長
立川 雅司	名古屋大学大学院環境学研究科教授
夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会幹事
松岡 萬里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
湯川 剛一郎	東京海洋大学学術研究院 食品生産科学部門 教授 (座長)

遺伝子組換え表示の改正の概要

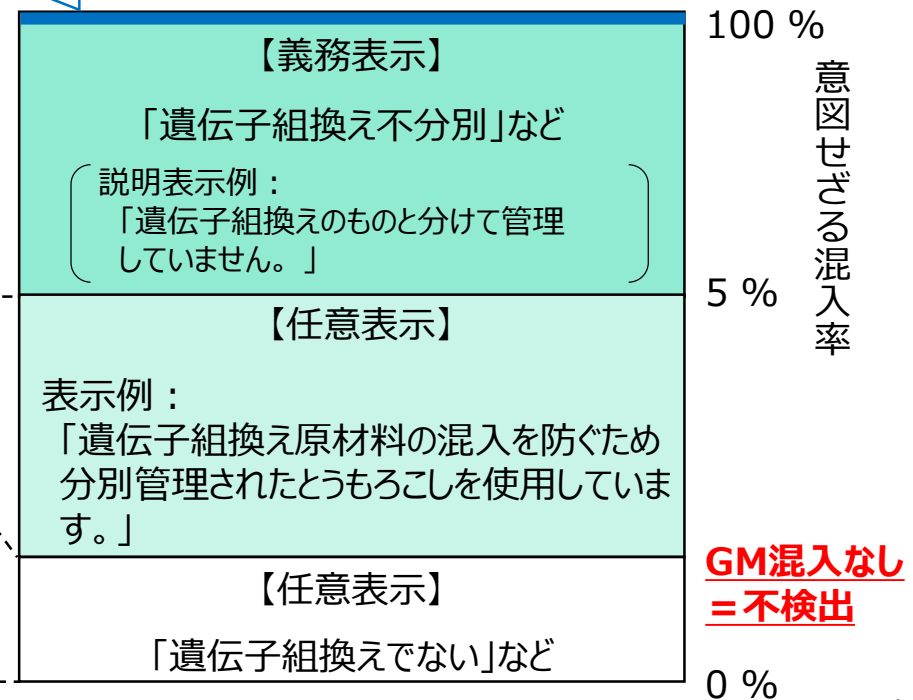
- 現行の制度のうち、任意表示に関して食品表示基準を改正し、
 - i) 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実を即した表示を、
 - ii) さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとした（令和5年4月1日施行）。
- 令和3年9月に「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）を改正し、改正後の遺伝子組換え表示制度における「遺伝子組換えでない」と判定するための公定検査法を公表。

<改正前の表示制度>



【義務表示】「遺伝子組換え」など

<改正後の制度>



(注) 「遺伝子組換え」表示及び任意表示については、事業者が分別生産流通管理を行っていることが前提。

食品添加物表示制度に関する検討会

検討項目

- (1) 今後の食品添加物表示の在り方
- (2) その他

進め方及びスケジュール

食品添加物表示制度について、事業者による食品添加物に関する情報提供の実態や海外における食品添加物の表示制度等も参考に、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする制度設計の検討を進め、今年度末を目途に取りまとめを行う。

※令和2年3月31日に報告書を公表。

構成員

第1回検討会	平成31年4月18日
第2回検討会	令和元年5月30日
第3回検討会	令和元年6月27日
第4回検討会	令和元年8月29日
第5回検討会	令和元年9月20日
第6回検討会	令和元年11月1日
第7回検討会	令和元年12月19日
第8回検討会	令和2年1月27日
第9回検討会	令和2年2月27日

有田 芳子 主婦連合会 会長

稲見 成之 東京都 福祉保健局健康安全部 食品監視課長

上田 要一 一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事

浦郷 由季 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事兼事務局長

大熊 茂 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会
事業部教育研修課 調査役

坂田 美陽子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会副代表

佐藤 恭子 国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部長

武石 徹 一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長

中垣 俊郎 京都府立医科大学 大学院医学研究科
医療レギュラトリーサイエンス学 教授 (座長代理)

西島 基弘 実践女子大学 名誉教授 (座長)

森田 満樹 消費生活コンサルタント

「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」の概要

消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）を踏まえ、令和元年度に有識者による検討会を9回開催し、同年度末に報告書を取りまとめ、公表した。

現行制度の概要

○一括名、簡略名・類別名表示 / 用途名の表示

食品添加物は、物質名で表示する他、一部の添加物は、一括名等で表示が可能。

○無添加、不使用の表示

- ・消費者の誤認を招く無添加表示の存在
- ・具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。
- ・「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用。

○栄養強化目的で使用した添加物の表示

- ・一部の食品（ジャム類等）を除き、表示が不要。

○普及、啓発、消費者教育

- ・食品添加物やその表示に関し、消費者の理解が進んでいない。

今後の整理の方向性

物質名等で表示を求める消費者からの要望

- ・見やすさ、なじみがある、表示可能面積不足等から、**現行制度を維持。**
- ・使用した個々の物質や目的について、事業者が消費者へ自主的な情報提供を実施。

・表示禁止事項を明確化するため、**「無添加表示」に関するガイドラインを策定。**

・消費者の誤認を防止する観点から、**「人工」、「合成」の用語を削除。**

・消費者の分かりやすさの観点から、**原則全ての加工食品に表示する方向で検討。**

・事業者の影響等の調査や消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」も踏まえる必要。

・行政機関、消費者、事業者団体が連携し、対象とする世代に応じたアプローチを実施。

※赤枠囲いは、公表されている資料に今回追記

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会

検討項目

- (1) 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン策定に向けた検討
- (2) その他

進め方及びスケジュール

食品添加物不使用の表示について、食品関連事業者等における表示の実態等を参考に、消費者の誤認につながるおそれのある表示について有識者の意見を伺い、令和3年度末を目途に食品表示基準に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドライン案の取りまとめを行う。

※令和4年3月30日にガイドラインを公表。

第1回検討会	令和3年3月4日
第2回検討会	令和3年5月31日
第3回検討会	令和3年7月21日
第4回検討会	令和3年9月30日
第5回検討会	令和3年10月29日
第6回検討会	令和3年11月18日
第7回検討会	令和3年12月9日
第8回検討会	令和4年3月1日

構成員

有田 芳子 主婦連合会 常任幹事

池戸 重信 公立大学法人宮城大学 名誉教授（座長）

上田 要一 一般社団法人 日本食品添加物協会 参与

浦郷 由季 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事兼事務局長

斉藤 俊二 株式会社セブン-イレブン・ジャパン QC室
総括マネージャー

坂野 譲 株式会社イトーヨーカ堂 QC部 統括マネージャー

菅 聡一郎 弁護士

武石 徹 一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長

戸部 依子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会消費生活研究所 所長

村 千鶴子 弁護士／東京経済大学現代法学部 教授

横山 和弘 イオントップバリュ株式会社 テクノロジスト部 部長

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン

使用した食品添加物は義務表示として表示されるが、食品添加物の不使用表示は、食品表示基準上、特段の規定はなく、食品関連事業者等が容器包装に任意で表示を行っている。

食品表示基準では、任意表示であったとしても、消費者に誤認を与える表示等を禁止している。

不明確な表現や定義のない用語等が消費者に誤認を与えかねないことから、今般、食品表示基準の解釈を示す「食品表示基準Q & A」（平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知）の別添としてガイドラインを策定。

食品添加物表示制度に関する検討会
（平成31年4月～令和2年2月）



食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会
（令和3年3月～令和4年3月）

ガイドラインの概要

趣旨

委員として、消費者系、事業者系、法律家の有識者が参加し、実際の表示を基に検討。
食品関連事業者等が容器包装の表示を作成するに当たり注意すべき不使用表示を10の**類型**に分類。

各類型のうち、現時点で**表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示をとりまとめ**※。

※実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するかどうかは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断。

食品添加物の不使用表示に関して、消費者に誤認を与えないよう留意が必要な具体的事項をとりまとめたもの（**食品添加物不使用表示を一律に禁止するものではない**）。

期待される効果

食品関連事業者等が、本ガイドラインを用いて自己点検を行うことで、消費者を誤認等させるおそれが高い食品添加物の不使用表示が防止されることが期待される。

適用範囲

一般用加工食品の容器包装における食品添加物の不使用表示（業務用加工食品等にも準用）

表示の見直し

食品関連事業者等は、本ガイドラインを用いて速やかに表示の点検を行うことが必要。その上で、2年程度の間に、適宜、表示の見直しを行うことが求められる。

無添加、不使用の表示が、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなる**ガイドラインを新たに策定することを提案。**

- ・ 具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。
 - ・ 「無添加」等の表示は商品の主要面に目立つよう表示されるケースがあり一括表示欄が活用されていない。
- 等

食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議

検討項目

- (1) くるみの義務表示化に向けた検討状況等について
- (2) その他

進め方

「くるみ」による食物アレルギーの症例数の急増を受け、消費者委員会食品表示部会において、食物アレルギー表示制度の消費者庁への移管後初となる「くるみ」の義務表示対象品目への追加の検討を行うことに賛同の方向性を得たところ。これを契機として、今般、消費者庁において、「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」を開催し、食物アレルギー表示制度の適切な運用のために、医学的、分子生物学的見地等に立った専門家の御意見を伺う。

第1回会議	令和3年2月15日
第2回会議	令和3年12月22日
第3回会議	令和4年5月30日
第4回会議	令和4年12月14日
第5回会議	令和5年6月14日

構成員

穂山 浩 星薬科大学薬学部薬品分析化学研究室 教授

安達 玲子 国立医薬品食品衛生研究所 生化学部 第三室長

伊藤 浩明 あいち小児保健医療総合センター センター長

今井 孝成 昭和大学医学部小児科学講座 教授

海老澤 元宏 独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センター
臨床研究センター長（座長）

近藤 康人 藤田医科大学ばんだね病院小児科 教授

佐藤 さくら 独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センター
アレルギー性疾患研究部 部長

高松 伸枝 別府大学食物栄養科学部 教授

丸山 伸之 京都大学農学研究科 教授

アレルギー表示①～「くるみ」の特定原材料への追加～

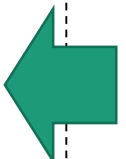
【概要】

食物アレルギーに関する表示について、医療機関等の専門家の意見を踏まえ、現在「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「くるみ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行させる。

【改正対象条項】別表第14

【施行期日】令和5年3月9日 【経過措置】令和7年3月31日まで

(理由) ①消費者及び事業者に対する周知、②事業者における原材料や製造方法の再確認、③事業者における容器包装の改版に時間を要するため。

特定原材料 (基準別表第14)	特定原材料に準ずるもの (通知で措置)		特定原材料 (基準別表第14)	特定原材料に準ずるもの (通知で措置)
えび かに <u>くるみ</u> 小麦 そば 卵 乳 落花生	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 【削除】 ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン		えび かに <u>【新設】</u> 小麦 そば 卵 乳 落花生	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 <u>くるみ</u> 、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

【くるみの公定検査法の開発状況】（令和5年3月9日で次長通知等を改正済み）

1. 原則として、試料中の抗原量を定量する定量検査法（ELISA法）を実施する。定量限界は、陽性と判定される10μg/gを十分に定量できるようにするため、従来の特定原材料に係る検査法と同程度の精度を確保している。
2. くるみと交差抗原性をもつペカンナッツは、使用量によっては定量検査法（ELISA法）において陽性結果が出ることもあるが、必要に応じて定性検査法（PCR法）※で確認検査を行う。

※定性検査法（PCR法）

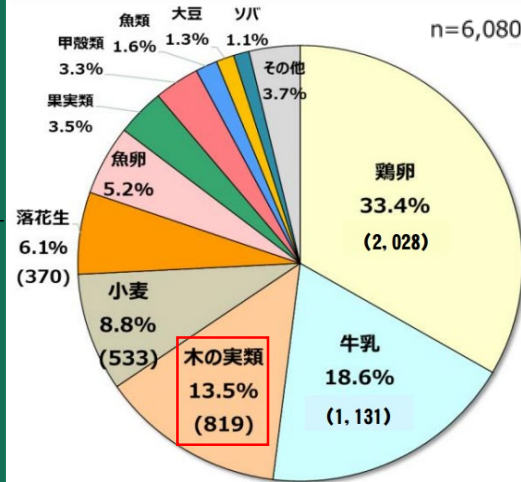
食品に特異的なDNA領域を検出する方法。

検出感度は、定量検査法（ELISA法）で定量された10μg/gを十分に検出できるようにするため、従来の特定原材料に係る検査法と同程度のものとする。

アレルギー表示②～カシューナッツの特定原材料への追加に向けて～

【ポイント】

- 令和3年度全国実態調査の結果において、木の実類の割合が増加。
- 木の実類のうち、「くるみ」の特定原材料への追加を行ったところであるが、**「カシューナッツ」においても、従前より症例数等が増加したことを受けて、追加に向けた検討に着手**することとした。
- 加工食品中のカシューナッツを検出するための公定検査法の開発について、令和5年度より国衛研及び日本食品衛生協会に依頼し、令和7年度までの開発を目指す。
- 公定検査法の開発状況及び令和6年度全国実態調査の結果を踏まえ、**令和7年度以降に食品表示基準の改正に向けた手続きを行う予定。**

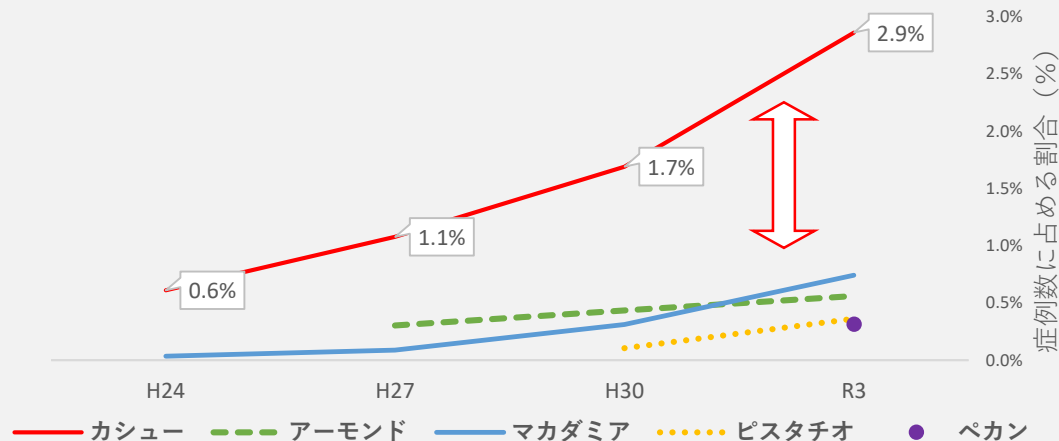


即時型食物アレルギーの原因食物

出典：令和3年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」より

現在の表示	種類	n	全体に対する%
義務	くるみ	463	7.6%
推奨	カシューナッツ	174	2.9%
-	マカダミアナッツ	45	0.7%
推奨	アーモンド	34	0.6%
-	ピスタチオ	22	0.4%
-	ペカンナッツ	19	0.3%
-	ヘーゼルナッツ	17	0.3%
-	ココナッツ	8	0.1%
-	カカオ	1	0.0%
-	クリ	1	0.0%
-	松の実	1	0.0%
-	ミックス・分類不明	34	0.6%
合計		819	

令和3年度の全国実態調査の結果における木の実類のうち「くるみ」を除く上位5品目の推移



「カシューナッツ」は、木の実類の中で症例数に占める割合が特に増加している。

これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	施行日・経過措置
平成29年 9月1日	● <u>加工食品の原料原産地表示</u>	● 平成29年9月1日施行 経過措置：令和4年3月31日まで
平成30年 9月21日	● 無菌充填豆腐に係る表示 ● ボロニアソーセージ（Mortadella Bologna（モルタデッラ ボローニャ））の一般的な名称に係る表示 ほか	● 平成30年9月21日施行
平成31年 4月25日	● <u>遺伝子組換え表示</u>	● 令和5年4月1日施行 経過措置：令和5年3月31日までに改正前の食品表示基準により表示した食品については同年4月1日以降も販売可
令和2年 3月27日	● 指定成分等含有食品に係る表示 ● 生水牛乳表示 ● 農産物漬物の内容量表示 ● 精米年月日表示 ほか	● 令和2年6月1日施行 ● 令和2年6月1日施行 ● 令和2年3月27日施行 ● 令和2年3月27日施行 経過措置：令和4年3月31日まで
令和2年 7月16日	● <u>食品添加物に係る表示</u> ● 原料ふぐの種類に係る表示 ● 特色のある原材料等に係る表示 ほか	● 令和2年7月16日施行 経過措置：令和4年3月31日まで ● 令和2年7月16日施行 ● 令和2年7月16日施行
令和3年 3月17日	● 玄米及び精米に係る表示	● 令和3年7月1日施行
令和4年 3月30日	● 栄養成分表示の分析方法 ● 遺伝子組換え表示 ほか	● 令和4年3月30日施行
令和5年 3月9日	● <u>食物アレルギーに関する義務表示事項の追加</u> ● 「特定遺伝子組換え」に係る形質等の追加	● 令和5年3月9日施行 経過措置（食物アレルギーに関する義務表示事項の追加）：令和7年3月31日まで

※他法令の改正に伴う条ずれ等の形式的な改正は含まない。

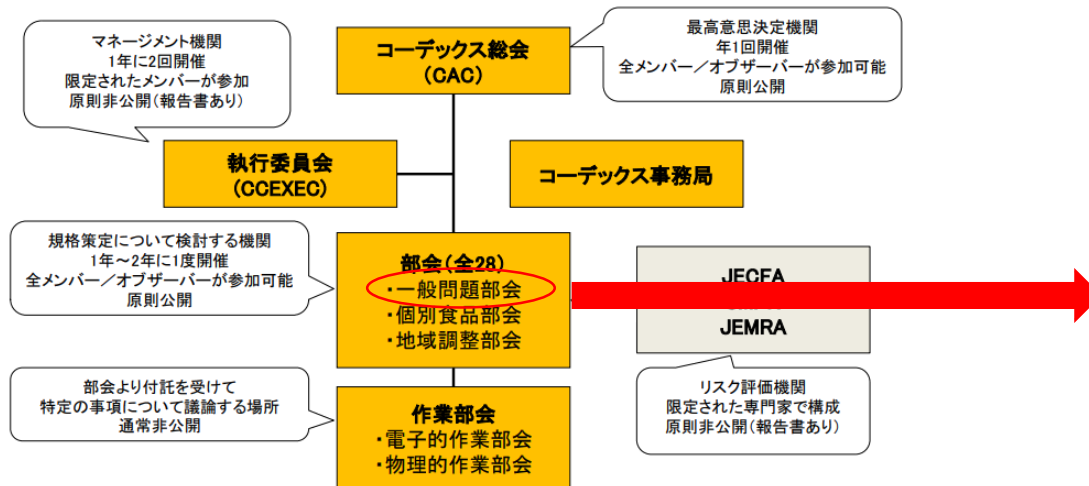
3. コーデックス規格

コーデックス委員会（概要）

コーデックス委員会とは

- ☑国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)によって1963年に設立された国際的な政府間プログラム。
- ☑**消費者の健康保護（＝食品安全）と公正な食品貿易の確保（＝品質、表示）等を目的**とし、国際食品規格（コーデックス規格）の策定等を行う。
- ☑コーデックスのHPより、「1963年の設立以来、コーデックスシステムは、新たな課題に対応するために、**オープンで透明かつ包括的な方法**で進化してきた。」と記載
- ☑コーデックスメンバー：188加盟国＋1加盟機関（EU）（2023年5月現在）日本は1966年に加盟
- ☑事務局：FAO本部内（ローマ）

コーデックス委員会の組織



出典：コーデックス規格について（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/index-6.pdf>

一般問題部会（10部会）

- ・一般原則 CCGP（フランス）
 - ・食品添加物 CCFA（中国）
 - ・食品汚染物質 CCCF（オランダ）
 - ・食品衛生 CCFH（米国）
 - ・**食品表示 CCFL（カナダ）**
 - ・分析・サンプリング法 CCMAS（ハンガリー）
 - ・残留農薬 CCPR（中国）
 - ・食品残留動物用医薬品 CCRVDF（米国）
 - ・食品輸出入検査・認証制度 CCFICS（豪州）
 - ・栄養・特殊用途食品 CCNFSDU（ドイツ）
- ※ 括弧内は議長国

コーデックス規格（概要）

コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission (CAC)）において、策定された国際食品規格。

※WTO・TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）では、加盟国はその国内規制実施にあたり、「強制規格(technical regulations)を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」こととされており、WTOは過去の紛争解決事例において、コーデックス規格を「国際規格」と認定している。

◆ Standards（規格）

- ・個別食品規格(生鮮果実・野菜、加工果実・野菜等)
- ・ MRL（農薬や動物薬の最大残留基準）
- ・General Standards（添加物などの一般規格）
- ・Methods of analysis and sampling(分析・サンプリング法)

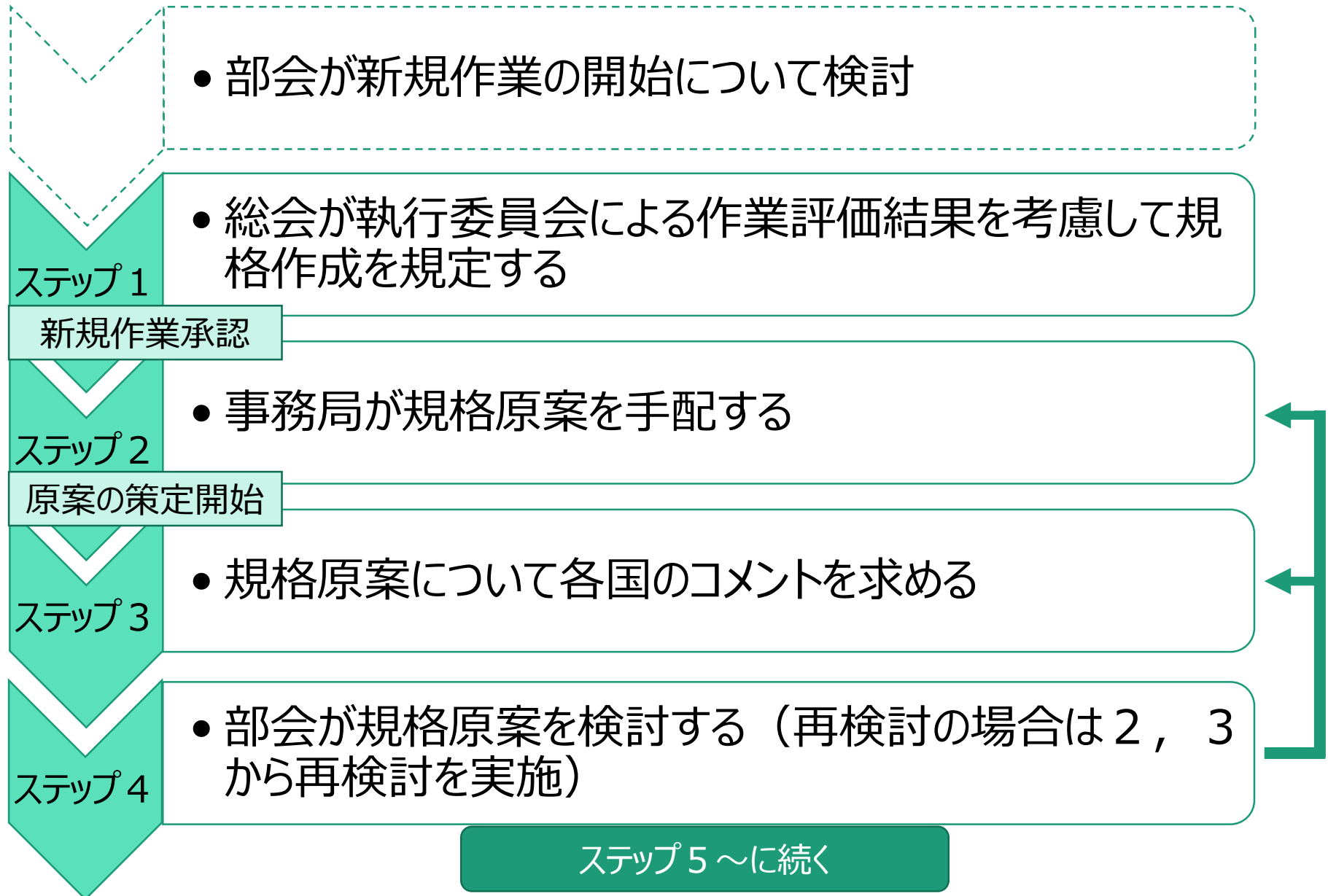
◆ Code of Practice（食品衛生などの実施規範）

◆ Guideline（表示などのガイドライン）

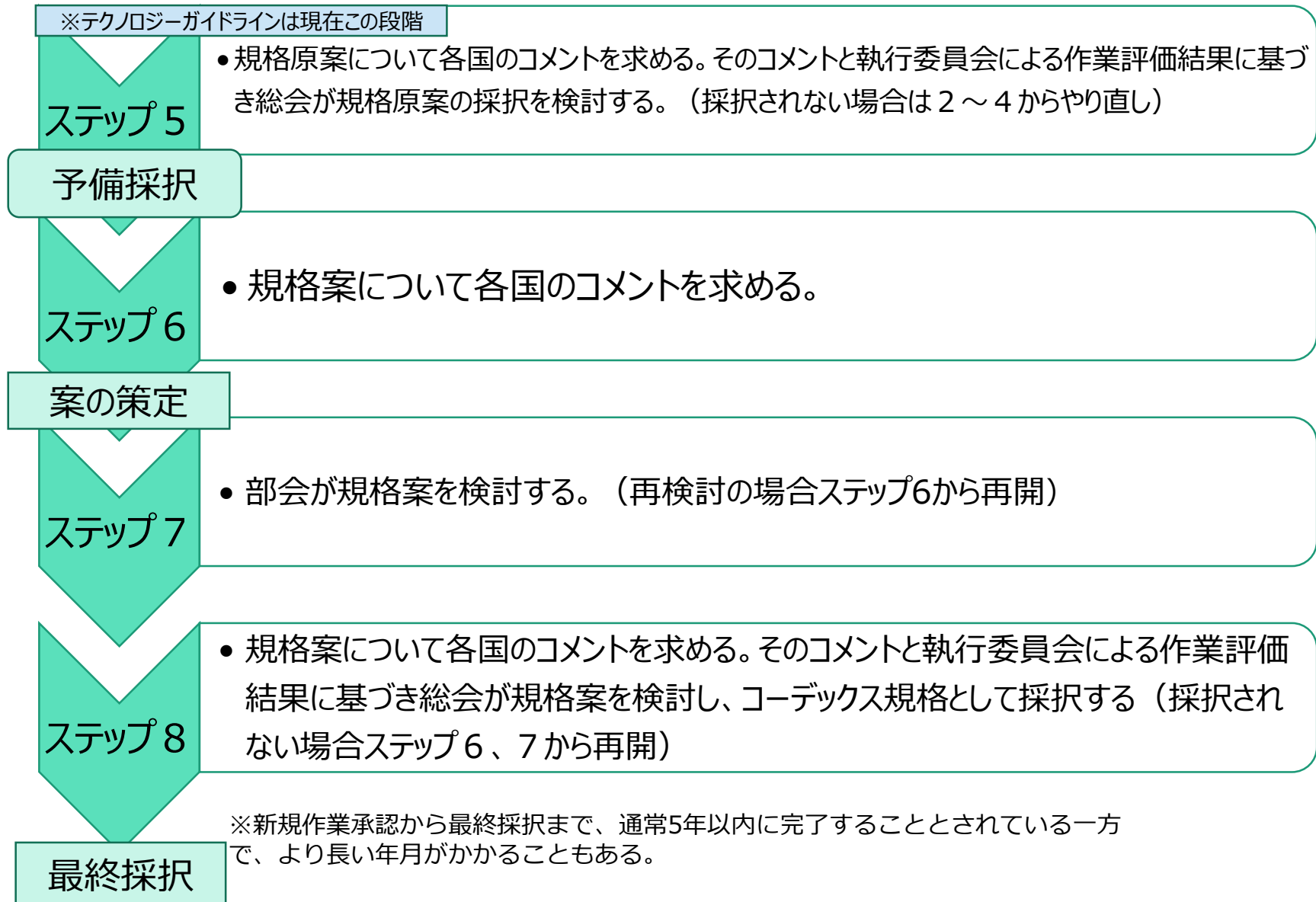
コーデックス規格について（農林水産省） <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/index-6.pdf>を加工して消費者庁が作成

- 食品表示に関する主なコーデックス規格として、**1985年**に策定された「**包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF**：General Standard for the Labelling of Prepackaged Foods）」が存在。アレルギーに関する規定追加などの一部修正や、日付表示に関する規定の改訂はあったが、**表示方法の考え方などは策定以来変更されていない。**

(参考) コーデックス規格策定の流れ①



(参考) コーデックス規格策定の流れ②



包装前面栄養表示に関するガイドラインの策定までの経緯

第43回食品表示部会（2015年5月） コスタリカから、包装前面栄養表示（以下「FOPNL」という。）が、国際食品貿易の促進の面でも必要である旨の説明があった。議論の結果、コスタリカを議長国、ニュージーランドを共同議長国とする電子的作業部会（EWG）を設置し、討議文書を準備し、議論することとなった。

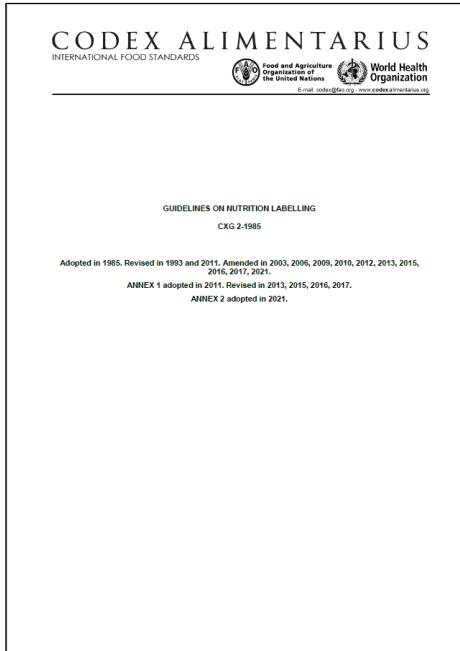
第44回食品表示部会（2017年10月） EWGが取りまとめた、FOPNLの調査結果に基づくドキュメント案が提出され、FOPNLの使用に関するガイドラインの作成に係る新規作業を総会に諮ることに合意。また、総会での承認を前提に、ガイドライン原案策定のためのEWGの設置に合意。

第45回食品表示部会（2019年5月） EWGが策定したガイドライン原案を基に、検討が行われたものの、当該ガイドラインの範囲、定義、一般原則等は意見が分かれた。そのため、EWGを設置して、回付文書に対する意見等を取りまとめ、再度コメントを求めることとなった。

第46回食品表示部会（2021年9～10月） EWGが策定したガイドライン原案の全てのセクションを検討し、当該ガイドラインを栄養表示に関するガイドライン(CXG 2-1985)の附属文書2に位置付けることに合意。また全ての作業が終了したため、当該ガイドラインの承認を総会に諮ることに合意。

第44回総会（2021年11月） 「包装前面栄養表示に関するガイドライン」を承認。

【「包装前面栄養表示に関するガイドライン」の主な内容】



- ✓ 国内の法律に沿って、任意又は義務とすることができる。
- ✓ 各国で政府が推奨するFOPNLは1つだけであるべきである。
- ✓ 根拠に基づいた国又は地域の食事ガイダンス若しくはそれが無い場合は健康・栄養政策に沿ったものでなければならない。
- ✓ FOPNLは政府主導であるべきであるが、民間部門、消費者、学界、公衆衛生学会などを含む全ての利害関係者と協働して開発すべきである。

第47回コーデックス食品表示部会（CCFL47）での議論

開催地 オタワ（カナダ）

開催期間 2023年5月15日（月）～19日（金）

（対面での開催は2019年のCCFL45以来4年ぶり。次回は2024年10月に開催予定）

出席国数 49か国及びEU（その他、23の団体がオブザーバー参加）

主要議題抜粋

① アレルゲン表示に係る包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正

➡ 表示方法に関する提案など、一部事項は引き続き検討が必要としつつも、ステップ5に進むことが合意された。

② 予防的アレルゲン表示ガイダンス案

➡ 標準化された分析手法の必要性等の観点から、ガイダンス案をステップ2に差し戻すとともに、分析・サンプリング法部会（CCMAS）に対して、検出と定量化手法等について意見を求めることが合意された。

③ e-コマースに関するガイダンス案

➡ 期限表示情報の提供や、小型商品の表示事項の免除規定の取り扱いなどは引き続き検討の必要があるが、ステップ5に進むことが合意され、我が国は引き続き共同議長国として参画することとなった。

④ 食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

➡ 食品情報を提供する場合に適用される原則などを中心に引き続き検討が必要な事項はあるが、ステップ5に進み、引き続き検討が必要とされた前述の事項については、電子作業部会で重点的に検討が行われることが合意された。

⑤ 持続可能性強調表示に係る討議文書

➡ 作業の必要性に賛同する意見もあったが、他の国際機関が行う作業との関係性や、作業範囲の整理が必要とされたことから、ニュージーランドを中心とした電子作業部会を設置し、討議文書等の更新を行うことが合意された。

食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

【検討の経緯】

- 2017年 CCFL44において将来作業について議論した結果、技術革新を利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することが合意。
- 2019年 CCFL45において、カナダが討議文書を紹介したところ広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するため、第46回部会に向けて討議文書を改訂することが合意。
- 2021年 CCFL46において、食品表示への革新技術の利用について、包装食品の表示の一般規格の改訂も視野に、新規作業に着手することが合意。
- 2023年 CCFL47において、本文書を包装食品の表示の一般規格と独立したガイドラインとすることが合意された他、義務表示事項のテクノロジーによる代替、提供される情報の内容等について検討が行われた。本ガイドライン案はステップ5に進むこととなり、カナダを議長国、インドとニュージーランドを共同議長国とするEWGを設置するとともに、コーデックス総会で検討されることとなった。⇒2024年末のCCFL48で合意されれば、最速で2025年11月の総会でガイドラインになる可能性

【ガイドライン案の構成】

1. 目的

2. 範囲

3. 利用方法

4. 定義

5. 消費者への義務食品表示情報の提供がテクノロジーの使用により代替可能かを決定する上で考慮すべき事項

6. ラベル上では入手することができない義務的な食品表示情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

7. テクノロジーを使用して食品情報を消費者に提供する際に適用される原則

食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

【ガイドライン案の主な内容】 ※脚注は消費者庁が追記

5. 消費者への義務食品表示情報の提供がテクノロジーの使用により代替可能かを決定する上で考慮すべき事項

- 5.1 食品情報は、消費者が通常かつ慣習的に購入・使用する際に、以下の通り容易にアクセスできるものでなければならない。
- a. 例えばサービスの普及や信頼性など、食品が販売される地理的地域又は国内において食品情報のテクノロジーを用いた提供をサポートする、十分な技術的インフラが必要である。
 - b. 食品情報が意図する一般の人々は、地理的地域又は国内で広く十分なテクノロジーへのアクセスを持つとともに、当該テクノロジーの使用を取り入れている必要がある。
 - c. 消費者がテクノロジーを使用して食品情報にアクセスすることが、購入または使用の通常かつ慣習的な状況において妥当な手段であるとともに、テクノロジーに対する消費者の同様の理解の証拠があること。
- 5.2 食品の名称及び健康や安全性に関する食品情報が、テクノロジーを使用した手段のみで提供されることがあってはならない。
(※健康や安全性に関する食品情報以外の食品情報（品質に関する情報）は、テクノロジーの使用により容器包装上の義務表示の代替が可能ということ。健康や安全性に関する食品情報に何が該当するかは各国が判断できる。)
- 5.3 特定の実物の商品と紐づいている食品情報（例えばロット番号や日付表示）については、個々の商品と個々の情報を紐づけることができなくなるおそれがあるのであれば、テクノロジーを使用して提供するべきではない。
(※ロット番号や日付表示は、実物の商品との紐づけに関する情報であることから、容器包装上の表示が必要ということ。)

6. ラベル上では入手することができない義務的な食品表示情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用 (※自動販売機を想定)

- 6.1 販売条件やラベル・表示上での記載の免除により、食品表示情報に消費者がアクセスできない場合、消費者が当該情報にアクセスできるようにするためのテクノロジーの使用を検討する必要がある。

7. テクノロジーを使用して食品情報を消費者に提供する際に適用される原則

- 7.1 GSLPFのセクション3に記載されている一般原則は、テクノロジーを使用して記述・表示される食品情報に適用される。
- 7.2 テクノロジーの使用によって記述・表示される食品情報は、他言語で表示されている場合も含めて、包装食品のラベル・表示において提供されている情報と矛盾があってはならない。

4. 国内におけるデジタルツールの活用についての検討

食品表示のデジタルツール活用に係る検討①～事業実施の背景と課題～

- 食品の**義務表示事項は多く見づらい状況**。現行の表示事項以上に義務表示項目が増えると、ニーズが多様化する消費者にとってさらに表示が見づらく十分に活用されない等今後さらに問題が深刻化する可能性。
- こうした背景を踏まえ、容器包装の表示をデジタルツールで代替することが可能か**技術的検証を行う**とともに**消費者の意向を調査する**ことを目的として消費者庁では令和２年度に「アプリケーションを活用した食品表示の実証調査事業」を実施。その結果は以下のとおり。

＜令和２年度アプリケーションを活用した食品表示の実証調査事業の結果＞

技術的課題

- ✓ 各社において管理している**食品表示データのフォーマットは統一されていない**。
- ✓ 食品表示データは、各事業者においてデータのコード体系の解釈にばらつきがあり、各社から収集するだけでは利用することができないデータが多い。
- ✓ **食品表示データには商品パッケージの画像データを含んでいない場合が多く、含んでいる場合も格納方法等が標準化されていなかった**。
- ✓ **データの一部が欠如している場合もあった**。
- ✓ 食品表示データが**最新状態に保たれておらず、修正が必要**なものもあった。

消費者の意向

【具体的なニーズ】

- ✓ 「より簡潔に情報を記載してほしい」などの不満があげられた一方、「**健康維持・増進に必要な表示項目をもっと増やしてほしい**」といった**両極端な意見**があった。
- ✓ 「栄養成分の活用法を示してほしい」といった**表示事項の活用方法や個人の体質等のパーソナライズ化された情報提供のニーズ**が存在した。

【デジタルツールによる食品表示に係る評価】

- ✓ アプリで食品表示を見て購入商品が変わった又は変わる可能性がある
と回答した人が**実証参加者の７割を超え、アプリで食品表示を確認することにより消費者の購買行動が変化**する可能性を示した。
- ✓ **実証参加者の７割以上**の人が「**今後もアプリを継続したい**」と回答。健康維持・増進や食物アレルギー等に関する**具体的なニーズ**を持っている人の方が、より継続利用の意向を有していた。
- ✓ 「バーコードでスキャンする際に**殆どエラーになる**ので使いにくい」、「パッケージを自分で見ることとの**違いを感じなかった**」という回答の他、**端末操作が煩雑**である旨の回答もあった。

食品表示のデジタルツール活用に係る検討②～令和3年度実証の概要～

令和2年度の試行的実証で得られた消費者の意向を深掘りすることを目的として、令和3年度は、実証における対象商品や期間を拡大するとともに、アプリケーション機能を拡充して本格的な実証を実施。

令和2年度

【実証期間】

- ✓ 合計10日間（実証参加人数156人）

【商品分野・データベース登録件数】

- ✓ カレー・シチュー、即席めん、スパイス、マヨネーズ・ドレッシング、ベビーフード、冷凍食品、チルド食品
- ✓ 約1,800件

【アプリケーション機能】

- ✓ お気に入り・並び替え機能
- ✓ アラート機能・類似商品提案機能（アレルギー物質）
- ✓ 摂取目安との比較機能（栄養成分表示）

令和3年度

【実証期間】

- ✓ 合計18日間

【商品分野・データベース登録件数】

- ✓ 対象食品を大幅に拡大
- ✓ 約90,000件

【アプリケーション機能】

令和2年度版に、以下を追加。

①見やすい食品表示

- ✓ 文字サイズ調整機能
- ✓ 表示事項増減機能

②活用される食品表示

- ✓ アラート機能・類似商品提案機能に、ピクトグラムを用いた表示（アレルギー物質）
- ✓ 健康目標に応じた表示強調機能（栄養成分）
- ✓ 用語説明機能（添加物・栄養成分）

（期待される成果）

デジタルツールの利用により、ニーズが多様化する消費者にとって表示が見やすく、活用されることを確認する。

食品表示のデジタルツール活用に係る検討③～今後検討すべき技術的論点～

論点	内容
食品表示データのフォーマット	➤ 食品表示データが広く利用されるためには、データの諸規格が統一されている必要がある。 ➤ 公開されるデータの利用条件（ライセンス形態）も統一されることが望ましい。 ➤ 将来のデータの拡張性についても考慮する必要がある。
食品表示データの鮮度及び正確性の担保	➤ データが広く利用されるためには、データの鮮度や正確性が担保される必要がある。 ➤ データを作成する上で正確性を確保するとともに、流通しているデータの正確性を確保する仕組みの導入も併せて検討する必要がある。
食品表示データの流通方法	➤ データの流通方法は、何らかの主体がデータを収集しそれをまとめて再配布する方法（集約方式）、食品製造事業者等が個別にデータを公開する方法（分散方式）の大きく2つの方式があるが、それぞれのメリット・デメリットを踏まえてデータ流通の在り方を検討する必要がある。
食品表示データのオープン化に向けた仕組みづくり	➤ 我が国には多数の中小・零細を含む食品加工事業者が存在すること等を踏まえて、食品表示データ流通の実現性と実効性（有用性）のバランスを考慮しながら、効率的に食品表示データの公開・流通を進めるための仕組みを設計する必要である。
加工食品を一意に識別する方法	➤ JANコードが加工食品の識別子として広く利用されているが、JANコードでは食品表示情報を提供する目的では加工食品を一意に識別することはできない。 ➤ 関係省庁とも連携して加工食品の識別方法を検討していく必要がある。
データ流通に向けた段階的なロードマップの提示	➤ 食品表示データが流通し、だれもがそのデータに自由にアクセスできる環境が構築されることが望ましいと考えられる一方、現在の状況から一足飛びにそれを実現するのは容易ではない。 ➤ 段階的に理想形を実現していくためのロードマップを示すことが期待される。

5. 食品衛生基準行政の消費者庁への移管

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

施行期日

令和6年4月1日

食品衛生基準行政の機能強化 ①

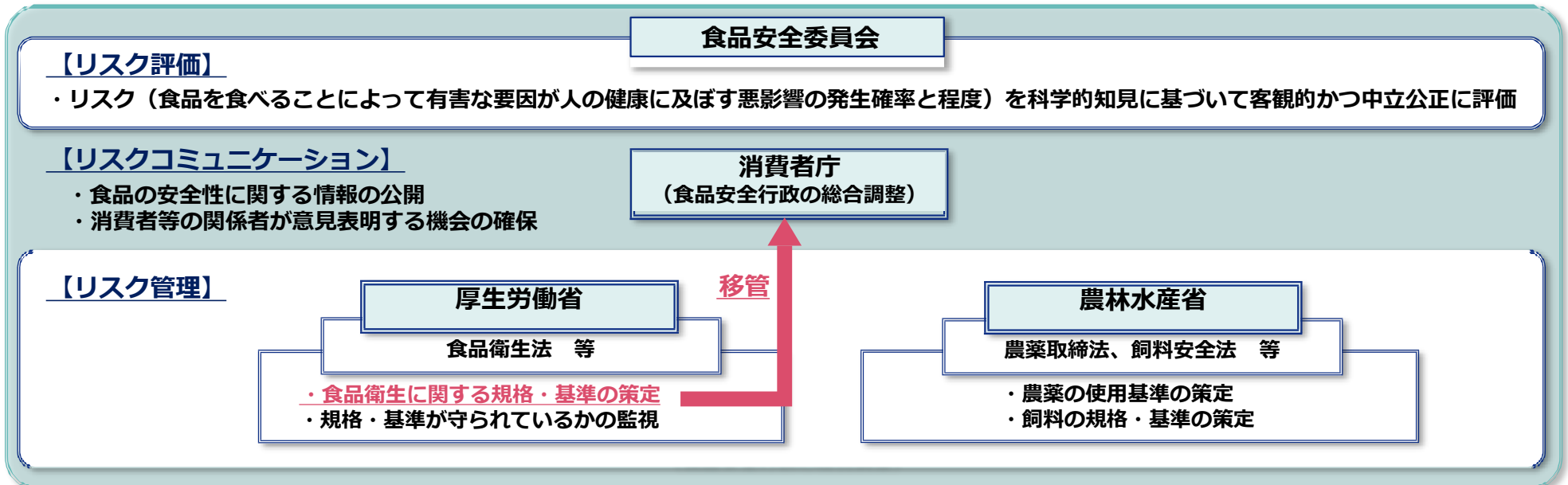
改正の背景

- 食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等（食品衛生基準行政）を移管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。
- これにより、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、②販売現場におけるニーズや消費者行動等を規格・基準策定の議論にタイムリーに反映させること、③国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論に消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年9月2日）で示されている。

【食品の安全を守る仕組み】

- 平成15年に制定された食品安全基本法に基づき「リスク分析」の手法を導入。
 - * 食品安全委員会による「リスク評価」を踏まえ、厚生労働省等（※）のリスク管理機関が「リスク管理」と「リスクコミュニケーション」を実施。
- 消費者庁は、食品安全行政の総合調整を担う位置付け。
- これにより、科学的見地から食品の安全を確保。



※ 厚生労働省のほか、農林水産省、環境省等

食品衛生基準行政の機能強化 ②

改正の内容

① 食品衛生法等の改正

- (1) 厚生労働大臣の権限に属する事項のうち、食品衛生基準行政に係るものを、内閣総理大臣の権限とする。
- (2) 薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）への意見聴取事項のうち、食品衛生基準行政に係るものは、消費者庁に設置する食品衛生基準審議会への意見聴取事項とするとともに、食品衛生監視行政に係るものは、厚生労働省の厚生科学審議会への意見聴取事項とする。
- (3) 食品衛生基準行政を担う内閣総理大臣と、食品衛生監視行政を担う厚生労働大臣の連携規定を設ける。

② 厚生労働省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の改正

- 厚生労働省及び消費者庁の所掌事務、関係審議会の調査審議事項に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。

赤字：改正事項

	食品衛生基準行政	食品衛生監視行政
事務の具体例	■ 食品添加物の指定や、成分、製造方法等の規格基準の策定 ■ 残留農薬、放射性物質等の食品の規格基準の策定	■ 不衛生食品等の販売等の禁止 ■ 規格基準に違反する食品等の取締り ■ 営業施設の衛生管理等の規制・監視指導
所管	【現行】厚生労働大臣 →【改正後】内閣総理大臣（消費者庁） 【現行】薬事・食品衛生審議会（厚生労働省） →【改正後】食品衛生基準審議会（消費者庁に設置）（※2）	厚生労働大臣（※1） 【現行】薬事・食品衛生審議会（厚生労働省） →【改正後】厚生科学審議会（厚生労働省）（※3）
食品衛生行政の円滑な実施 〔厚生労働大臣と内閣総理大臣の連携〕	■ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 ・ 厚生労働大臣は特定の食品の販売の禁止等に当たり、内閣総理大臣に協議しなければならない。 ・ 内閣総理大臣は食品等の規格基準等の策定に当たり、厚生労働大臣に協議しなければならない。 ・ 厚生労働大臣は内閣総理大臣に対し、食品等の規格基準等の策定を求めることができる。 ・ 内閣総理大臣は厚生労働大臣に対し、特定の食品の販売の禁止等を求めることができる。	

※1 食品衛生監視行政については、不衛生食品等の販売等の取締りや営業施設の衛生管理等の規制・監視指導、食中毒発生時の原因究明・更なる健康被害の発生の防止等を担うものであり、引き続き、感染症対策や健康危機管理対策を所掌する厚生労働省において、これらと一体的に対応する。

※2 食品衛生基準行政に関する調査審議は、消費者庁に設置される食品衛生基準審議会に移管し、移管後も引き続き、科学的知見に裏打ちされた規格基準の設定等の担保を図る。なお、薬事・食品衛生審議会については、薬事審議会に改組する。

※3 食品衛生監視行政に関する調査審議は、厚生科学審議会に移管し、健康危機管理対策との一体的な対応をより一層推進する。

6. 食品表示制度見直しに関する提言

「食品表示の全体像に関する報告書」の概要

令和元年8月
消費者委員会事務局

背景

- 義務表示の内容増加に伴い、製品上に表示する文字が多くなっている。
- 今後、義務化される表示が増えれば、状況は更に深刻化し、消費者が安全性に関わる表示を見落とす可能性もある。

目的

- 食品表示を取り巻く現状等について整理しつつ、消費者のニーズにも十分留意した上で、食品表示の全体像について以下の点を中心に検討。
 - ①表示事項間の優先順位
 - ②インターネットを活用した表示の可能性を含む、ウェブ上における情報提供と従来の容器包装上の表示との組合せ

より良い食品表示に向けて（課題）

- 安全性、自主的・合理的な選択の機会の確保のための義務表示（一括表示）だが、「平成29年度食品表示に関する消費者意向調査」（消費者庁）の結果によれば、一括表示を「確認していない」という人が一定数存在し、消費者に十分活用されていない項目も存在する。
- 同調査の結果によれば、一括表示に関しては、そのデザイン、フォント、文字サイズ等や情報量に起因する見づらさへの不満を持つ人が35～75%の幅で存在する。
- 一方で、食品を選択するために更なる情報を求める等、食品表示のより一層の充実も求められている。

活用される食品表示とするための考え方（結論）

- 一括表示部分の「分かりやすさ」について、科学的根拠に基づく客観的定義が定まっておらず、改善すべき要素も明確ではなく、消費者の意向に関してもエビデンスが不十分である。
- 表示事項は、状況や必要とする消費者の態様によって重要性がその都度変わること等から、全ての消費者にとっての重要性は一致しない。優先順位により表示事項を容器と容器以外とに仕分けることには**現時点では慎重であるべき**である。
- ウェブによる食品表示に関しては、整理すべき課題が多く、**引き続き検討を行うべき**である。

分かりやすく活用される食品表示するために（提言）

- 「分かりやすさ」の定義を明確にするために、また、消費者のより詳細な利活用の実態や問題点等を把握するために、表示可能面積に対する一括表示面積の割合や、一括表示のデザイン、フォント、文字サイズ等の情報量の把握等の**科学的アプローチに基づく調査**が必要。
- ウェブによる食品表示を検討するために、優良事例等の**現状を把握する調査**が必要。

※**青枠囲い**は、公表されている資料に今回追記

食品表示制度見直しに関する提言

- 食品表示ルールの見直しについては、消費者基本計画等に以下のとおり盛り込まれた。

◎ 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

こども用製品等の事故防止、消費生活相談のサービス向上への体制再構築、食品衛生基準行政の機能強化、悪質商法被害防止のための消費者教育、食品表示基準の国際基準への整合化を推進するとともに、食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを年末までに策定する。

◎ 消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定、令和3年6月15日改定）（抄）

「消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするため、食品表示の全体像に関する報告書（2019年8月消費者委員会食品表示部会）を踏まえ、消費者の表示の利活用の実態等の現状把握を行うことを目的とした調査等を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。」

◎ 消費者基本計画工程表（令和5年6月13日消費者政策会議決定）（抄）

「食料供給のグローバル化の進展を踏まえ、合理的かつシンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方について、国際基準（コーデックス規格）との整合性も踏まえながら、有識者から成る懇談会において順次議論していく。」